

同 意 書

- (1) お台場海浜公園水域に入る際は、船舶の乗入れに関する制限解除許可書（以下「許可書」という。）を船内に保管し、東京都港湾局、指定管理者、海上保安庁及び警視庁から求められた場合は、許可書を提示すること。
- (2) また、許可書とともに貸与する A 2 サイズの目印の旗を、右舷後方に掲示すること。
- (3) お台場海浜公園の水域は、狭隘かつ輻輳するため、港則法、海上衝突予防法をはじめ、自己の責任において航行安全に配慮するとともに、他の船舶に迷惑のかからない航行を心がけること。なお、同水域では、お台場海浜公園水域利用事業者連絡会が「お台場水域に関する航行ルール」を定め、航行安全に努めている。
- (4) 利用者は、誤操船等により公園施設を毀損した場合は、速やかに指定管理者に報告するとともに、指定管理者の指示に従い、自己の責任で復旧すること。
- (5) 利用者は、対人・対物賠償責任保険に加入すること。
- (6) 自損事故及び第三者に損害を与えた場合は、東京都港湾局及び指定管理者は何ら責任を負わないものとする。
- (7) し尿については、東京湾小型船舶等環境保全協定（通称「エコマリン協定」）に基づく処理を行うなど、当該水域での排出を行わないこと。
- (8) 上記（1）～（7）に従わないとき、また、虚偽の申請・利用があったときは、お台場海浜公園水域における船舶の乗入れに関する許可を取り消すものとする。

お台場海浜公園水域利用の際、上記（1）～（8）を厳守するとともに、水域利用の際に生じた損失損害については、東京都港湾局並びに指定管理者に責任を追及することや損害賠償請求等を行わないことを誓約します。

記入日 年 月 日

事 業 者 名

運航管理者名